

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年9月27日

京都市長 門川 大作

京都市規則第29号

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条第2項第33号中「還付」の右に「に関する請求その他の手続の受付」を加える。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)